

○福島県浄化槽保守点検業者登録条例

昭和六十年七月十六日

福島県条例第三十六号

改正 平成四年三月二四日条例第三五号

平成七年一〇月一三日条例第五五号

平成九年二月二五日条例第一二号

平成一〇年三月二七日条例第一五号

平成一一年三月一九日条例第一一号

平成一六年一二月二四日条例第八五号

平成一七年三月二五日条例第二七号

平成二三年一二月二八日条例第九七号

平成二九年一二月二六日条例第八〇号

令和二年三月二四日条例第八号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例をここに公布する。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例

(趣旨)

第一条 この条例は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第二条 県内（福島市、郡山市及びいわき市の区域を除く。）において浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日前三月から一月までに申請して更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平九条例一二・平一条例一一・平二九条例八〇・一部改正)

(登録の申請)

第三条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の住所及び氏名
- 四 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- 五 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）に係る市町村の名称
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 申請者が第五条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書類
- 二 第十一条第二項に規定する器具の明細を記載した書類
- 三 営業区域ごとに連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類又は図面

(平二三条例九七・一部改正)

(登録の実施)

第四条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、速やかに、当該登録に係る申請者に登録証をその営業所ごとに交付しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を前条第一項第五号に規定する営業区域に係る市町村の長に通知しなければならない。
- 4 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から起算して二年を経過しないもの
- 四 第十五条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 七 第十一条第一項及び第二項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該登録の拒否に係る申請者に通知しなければならない。

(平一七条例二七・平二三条例九七・一部改正)

(変更の届出等)

第六条 浄化槽保守点検業者は、第三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第四条第一項及び第三項並びに第五条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(登録証の書換え)

第七条 浄化槽保守点検業者は、第四条第二項の登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更があつたときは、速やかに、登録証の書換えを受けなければならない。

(登録証の再交付等)

第八条 浄化槽保守点検業者は、登録証を失い、又はき損したときは、速やかに、登録証の再交付を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を

発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

(廃業等の届出)

第九条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、速やかに、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡し、又は失そうの宣告をうけた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定による届出義務者
- 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- 五 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(平一六条例八五・一部改正)

(登録の抹消)

第十条 知事は、前条の規定による届出があつたとき(同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む。)、又は登録がその効力を失つたときは、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、直ちにその旨を前条の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及び営業区域であつた区域に係る市町村の長に通知しなければならない

(営業所の設置等)

第十一条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前二項のいずれかに抵触することとなつたときは、当該各項の規定に適合させるために必要な措置を二週間以内に講じなければならない。

(浄化槽管理士に対する研修)

第十一条の二 浄化槽保守点検業者は、その設置する浄化槽管理士に、第二条第二項の有効期間ごとに一回以上、規則で定める浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

(令二条例八・追加)

(業務の実施)

第十二条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する場合において、浄化槽管理士が、その職務を行うときは、浄化槽管理士の資格を証する書面を携帯しなければならない。

(登録証の掲示)

第十三条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、その見やすい場所に登録証を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十四条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第十五条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第二条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第十条第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

(平七条例五五・一部改正)

(報告徴収、立入検査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、その業務に関し期限を付して報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録申請手数料等)

第十七条 第二条第一項の登録、同条第三項の更新の登録、第七条の登録証の書換え又は第八条第一項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- 一 登録申請手数料 一件につき 三万千円
- 二 更新登録申請手数料 一件につき 三万千円
- 三 登録証書換え手数料 一件につき 二千百円
- 四 登録証再交付手数料 一件につき 二千百円

2 前項の手数料は、福島県収入証紙で納めなければならない。

(平一〇条例一五・一部改正)

(補則)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第一項又は第三項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第二条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第十五条第一項の規定による命令に違反した者

(平四条例三五・一部改正)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第三項の規定に違反して措置を講じなかつた者
- 二 第十二条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- 三 第十四条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平四条例三五・一部改正)

(両罰規定)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十九条又は第二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から三月間は、第二条第一項の規定にかかわらず、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則 (平成四年条例第三五号)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年条例第五五号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第三号で平成八年四月一日から施行)

附 則 (平成九年条例第一二号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年条例第一五号)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた福島県浄化槽保守点検業者登録条例第二条第一項の登録、同条第三項の更新の登録、第七条の登録証の書換え又は第八条第一項の登録証の再交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年条例第一一号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年条例第八五号)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第二七号）

この条例は、民法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百七号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成一七年四月一日）

附 則（平成二三年条例第九七号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成二四年四月一日）

附 則（平成二九年条例第八〇号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年条例第八号）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に福島県浄化槽保守点検業者登録条例第二条第一項又は第三項の登録を受けている者のうち、令和三年三月三十一日までに同条第二項の有効期間が満了し、かつ、同条第三項の更新の登録を受けようとするものにあつては、当該更新の登録に当たっては、この条例による改正後の第十一条の二の規定は、適用しない。